

寒河江市訓令第2号

寒河江市契約審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月12日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市契約審査委員会規程の一部を改正する訓令

寒河江市契約審査委員会規程（平成11年市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

2 審査会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 総務課長、企画戦略課長、財政課長、建設管理課長、建設管理課技術主幹、農林課長、上下水道課長及び学校教育課長の職務にある者

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、財政課長の職務にある者が代理する。

第2条に次の1項を加える。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第3条第2項中「、議題を審議する」を「なければ聞くことができない」に改める。

第4条中「に応じ」を「があると認めるときは、」に、「を受け、又は意見を聞く」を「若しくは意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求める」に改める。

第5条中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。